

議案第97号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の給与に関して、国家公務員の給与改定に準じた改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 大口町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第1条関係

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

第2条関係

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

令和2年人事院勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じた改定を実施するものです。

2 改正の概要

(1) 第1条

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ

期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引下げ、4.45月に改定する（現行4.5月）。民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映する。

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月	0.95月

(2) 第2条

期末勤勉手当の6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

3 施行期日

第1条の規定は、令和2年12月1日から施行します。

第2条の規定は、令和3年4月1日から施行します。